

山中湖村学校給食費補助金交付要綱

令和元年10月1日
教委訓令第3号

(目的)

第1条 この要綱は、学校給食を受ける児童生徒の保護者が学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2号の規定により負担する学校給食に要する費用（以下「学校給食費」という。）を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、家庭の生活環境の向上と子育てを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 小学校又は中学校に在籍している者をいう。
- (2) 保護者 児童生徒に対して、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年者後見人）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 山中湖村立小中学校に在籍する全ての児童生徒の保護者
- (2) 村外の小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、山中湖村に住所を有し、現に居住している者
- (3) 特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童生徒の保護者で、山中湖村に住所を有し、現に居住している者
- (4) その他、山中湖村長（以下「村長」という。）が特に交付することが適当と認めた児童生徒の保護者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 村内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の支給を受けているとき。
- (3) 他市町村の制度により、学校給食費の補助又は免除を受けているとき。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する保護者が負担する学校給食費の額とする。

2 第3条第1項第2号及び第3号に該当する者にあつては、当該市町村または当該特別支援学校の学校給食費を限度とし、給食制度のない小中学校にあつては、山中湖村学校給食費を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 第3条第1項第2号及び3号に該当し、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山中湖村学校給食費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による補助金の交付決定があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、申請者に対し、毎月末日までに前月分を交付するものとする。

(概算払)

第8条 村長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払いすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。